

公示送達書

一宮市告示第255号
令和6年5月13日

一宮市長 中野正康

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名	差押調書（謄本）
---------	----------

送達を受けるべき者	住（居）所	氏名
	フィリピン	HORIUCHI ANNALIZA ADVINCULA
	以下余白	

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。